

## 納期の特例の取消について

納期の特例を受けた特別徴収義務者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨その他必要な事項を記載した『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』を、速やかに昭和町役場税務課まで提出してください。

- 『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』が提出された場合において
  - ・ 納期の特例は、『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』を提出した月から取消となります。
  - ・ 取消の場合、取消の申請日以前の各月分は、取消された月の翌月10日が納期限となります。

### お問い合わせ

昭和町役場 税務課 住民税係

☎055-275-8265 (直通)

☎055-275-2111 (代表) 内線151

町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

令和 年 月 日 (あて先) 昭和町長	申請者	所在地	〒 _____	特別徴収 指定番号	_____
		名称	_____	担当者	_____課 _____係
		代表者	_____ 印		氏名 _____ TEL ( _____ ) _____

町民税・県民税 特別徴収税額の特例について下記のとおり届出します。

納期の特例を取消する理由	1. 納期の特例の必要がなくなったため。 2. 従業員が10名を超えたため 3. その他
上欄のうち申請先に住所を有する方の氏名	

※町処理欄	処理区分	却下の理由	備考
	承認 却下		

のみ記入してください。